

平成 19 年 12 月 26 日

警察本部訓令第 48 号

警 察 本 部 長

少年警察活動規程

(概要)

本規程は、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資するとともに、少年の福祉を図るため、少年の補導及び保護の方法、少年の事案を処理するに当たっての手續及び留意事項その他少年警察活動に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容

第 1 章 総則

第 2 章 一般的活動

第 3 章 非行少年等についての活動

第 4 章 少年保護のための活動

第 5 章 記録